

水戸市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針

平成 30 年 5 月 29 日行政改革推進本部決定

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等における PPP/PFI 手法の優先的検討のための方針を次のように定める。

1 目的

本方針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア 公共施設等 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。

イ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。

ウ PPP/PFI 手法 民間資金法に基づき、公共施設等の整備等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法その他公共施設等の整備等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法をいう。

エ 優先的検討 本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討することをいう。

オ 運営等 民間資金法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。

カ 公共施設等整備等事業 公共施設等の整備等に関する事業をいう。

キ 利用料金 民間資金法第 2 条第 6 項に規定する利用料金をいう。

3 優先的検討における対象手法

優先的検討において検討対象とする PPP/PFI 手法は、次に掲げる手法とする。

ア 次に掲げる民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

- (ア) 公共施設等運営権方式
- (イ) 指定管理者制度
- (ウ) 包括的民間委託

(エ) O (運営等 Operate) 方式

イ 次に掲げる民間事業者が公共施設等の設計，建設又は製造及び運営等を担う手法

(ア) BT0 方式 (建設 Build－移転 Transfer－運営等 Operate)

(イ) BOT 方式 (建設 Build－運営等 Operate－移転 Transfer)

(ウ) BOO 方式 (建設 Build－所有 Own－運営等 Operate)

(エ) DBO 方式 (設計 Design－建設 Build－運営等 Operate)

(オ) RO 方式 (改修 Rehabilitate－運営等 Operate)

(カ) ESCO (Energy Service Company)

ウ 次に掲げる民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

(ア) BT 方式 (建設 Build－移転 Transfer)

(イ) 民間建設借上方式

(ウ) 特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度，特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。)

4 優先的検討の時期

新たに公共施設等の整備等を行うための基本構想，基本計画等の策定，公共施設等の運営等の見直しその他の公共施設等の整備等の方針の検討に併せて優先的検討を行うものとする。

5 優先的検討の対象事業

(1) 対象事業

次のいずれにも該当する公共施設等整備等事業を優先的検討の対象とする。

ア 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金，経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設等整備等事業

(ア) 建築物又はプラントの整備等に関する事業

(イ) 利用料金の徴収を行う公共施設等の整備等に関する事業

イ 次のいずれかに該当する事業

(ア) 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設等整備等事業 (建設，製造又は改修を含むものに限る。)

(イ) 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設等整備等事業 (運営等のみを行うものに限る。)

(2) 対象事業の例外

(1)にかかわらず，次に掲げる公共施設等整備等事業は，優先的検討の対象としない。

ア 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設等整備等事業

イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (平成 18 年法律第 51 号) に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設等整備等事業

ウ 民間事業者が実施することが法令で制限されている公共施設等整備等事業

エ 災害復旧事業等緊急に実施する必要がある公共施設等整備等事業

オ 水戸市公共施設等総合管理計画に規定するインフラ資産に係る公共施設等整備等事業

カ アからオに掲げるもののほか、PPP/PFI 手法を導入することが適当でないとして市長が認める公共施設等整備等事業

6 最適な PPP/PFI 手法の選択

(1) 最適な手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設等整備等事業について、7の簡易な検討（以下「簡易な検討」という。）及び8の詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該公共施設等整備等事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該公共施設等整備等事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 簡易な検討等の省略

(1)に基づき選択した PPP/PFI 手法（以下「選択手法」という。）が次のいずれかの手法である場合は、それぞれ次に定める検討を省略することができる。

ア 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討

イ 施設整備業務の比重が大きい公共施設等整備等事業又は運営等の業務内容が定型的な公共施設等整備等事業について選択した BTO 方式 簡易な検討

ウ 民間事業者からの PPP/PFI 手法の活用に関する提案において、従来型手法による場合と選択手法を導入した場合との間での次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）の比較その他の客観的な評価により導入が適切であるとされた手法 簡易な検討

(ア) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(イ) 公共施設等の運営等の費用

(ウ) 民間事業者の適正な利益及び配当

(エ) 調査に要する費用

(オ) 資金調達に要する費用

(カ) 利用料金収入

7 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、従来型手法による場合と選択手法を導入した場合の費用総額を比較し、選択手法の導入の適否を評価するものとする。

6の(1)において複数の手法を選択した場合は、各々の手法について導入した場合の費用総額を算定し、費用総額の最も低い選択手法を導入した場合と従来型手法による場合の費用総額の比較を行うものとする。

(2) 費用総額の比較以外の方法による評価

選択手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、(1)にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法（以下「費用総額の比較以外の方法」という。）により選択手法の導入の適否を評価することができるものとする。

ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

イ 類似事例の調査を踏まえた評価

8 詳細な検討

簡易な検討において選択手法の導入に適しないと評価された公共施設等整備等事業以外の公共施設等整備等事業を対象として、専門的な外部コンサルタントの活用等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と選択手法を導入した場合の費用総額を比較し、選択手法の導入の適否を評価するものとする。

9 評価結果の公表

(1) 簡易な検討の結果の公表

ア 費用総額の比較による評価の結果の公表

簡易な検討による費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、当該評価に係る公共施設等整備等事業に関する次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期に、市のホームページにおいて公表するものとする。

(ア) PPP/PFI 手法を導入しないことと決定した旨及び当該公共施設等整備等事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないことと決定した後、遅滞ない時期

(イ) PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の内容 入札手続の終了後その他適切な時期

イ 費用総額の比較以外の方法による評価の結果の公表

費用総額の比較以外の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、当該評価に係る公共施設等整備等事業に関する次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期に、市のホームページにおいて公表するものとする。

(ア) PPP/PFI 手法を導入しないことと決定した旨及び当該公共施設等整備等事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないことと決定した後、遅滞ない時期

(イ) 当該評価結果の内容 ((ア)に掲げる事項を除く。) 入札手続の終了後その他適切な時期

(2) 詳細な検討の結果の公表

詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、当該評価に係る公共施設等整備等事業に関する次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期に、市のホームページにおいて公表するものとする。

ア PPP/PFI 手法を導入しないことと決定した旨及び当該公共施設等整備等事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないことと決定した後、遅滞ない時期

イ PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の内容（詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新後のもの） 入札手続の終了後その他適切な時期

付 則

（施行期日）

- 1 この方針は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この方針は、この方針の施行の際現に 4 に規定する検討を行っている公共施設等整備等事業については、適用しない。

別紙

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら 整備等を行う手法)	選択手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等を 除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		